

～平成25年4月1日から

住民票の添付が原則不要となります～

建設業者の電気工事業開始届について

建設業法の許可を受けた建設業者の方が、一般用電気工作物に係る電気工事業を開始したときは、「電気工事業の業務の適正化に関する法律」により、経済産業大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければなりません。

つきましては、千葉県内のみに電気工事業に関する営業所を設置する建設業者の方は、下記により届け出をしてください。

なお、自家用電気工作物に係る電気工事業のみを営む場合は、手続きが異なりますので御注意ください。

記

- 1. 届出先** 千葉市中央区市場町1番1号 千葉県庁本庁舎13階
千葉県 商工労働部 保安課 管理調整班 電気担当（電話：043-223-2722）

2. 電気工事業開始にあたっての要件

(1) 一般用電気工作物に係る電気工事の業務を行う営業所ごとに、当該工事の作業を管理する主任電気工事士を設置すること。主任電気工事士の要件は、次のいずれかになります。

① 第一種電気工事士

② 第二種電気工事士免状取得後、一般用電気工作物の電気工事に関し3年以上の実務経験を有する者

(2) 営業所で行う電気工事の種類により、次の検査用器具を備え付けること。

一般用電気工作物に係る電気工事の業務のみを行う営業所 ①～③

自家用電気工作物に係る電気工事の業務を行う営業所 ①～⑦

① 絶縁抵抗計 ② 接地抵抗計 ③ 抵抗及び交流電圧を測定することができる回路計

④ 低圧検電器 ⑤ 高圧検電器 ⑥ 継電器試験装置 ⑦ 絶縁耐力試験装置

但し、「⑥ 継電器試験装置」及び「⑦ 絶縁耐力試験装置」については、常備していなくても必要時に借り入れることができればよい。

(次頁へ続く)

3. 必要書類

(1) 電気工事業開始届出書

(2) 届出者の**住民票**又は登記事項証明書（6ヶ月以内に発行されたもの。）

届出者が千葉県内に住民票のある個人の場合・・・不要

(※申請時に住民基本台帳ネットワークシステムにて確認いたします。)

届出者が千葉県外に住民票のある個人の場合・・・本人の住民票抄本

届出者が**法人**の場合・・・・・・・・法人の登記事項証明書

(3) 誓約書（法第6条に規定する登録の拒否要件に該当しない者であることの誓約）

(4) 建設業許可書の写し

(5) 主任電気工事士の雇用証明書

次の場合には、必要ありません。

①個人の届出の場合で、届出者と主任電気工事士が同一の場合。

②法人の届出の場合で、役員のいずれかが主任電気工事士となる場合。

（※監査役が主任電気工事士になることはできません。）

(6) 主任電気工事士の電気工事士免状の写し

（第一種電気工事士免状の場合、講習受講記録欄もあわせてコピーしてください。）

(7) 登録電気工事業者登録証

従前に電気工事業者の登録を受けていた方は、『登録証』と『登録証返納届出書』を添付してください。

「主任電気工事士」が第二種電気工事士の場合

(8) 主任電気工事士等実務経験証明書

主任電気工事士となる方が、第二種電気工事士免状取得後、一般用電気工作物の電気工事に関し3年以上の実務経験を有することの証明を雇用されていた電気工事業者により受けてください。（原則として新規の申請者が証明者にはなれません。）

また、証明者は必ず代表者にしてください。

証明者が法人の場合、証明印は代表者印（いわゆる丸印）となります。

実務経験証明書等の記載内容についてFAXにて事前に下見もいたします。

(FAX : 043-227-3548)